

五発生原因

物價騰貴ヲ理由トシテ本年七月一日給料二割増給方ヲ嘆願スルニ因ル

六経過

1. 従業員ハ物價騰貴ヲ理由トシテ給料二割、植上方ヲ嘆願スルコトニ決定シ之ヲ交渉方ヲ加盟組合タル東京支部ニ依頼シ金沢第六第九東洋丸ニ乗船北海道ニ向テ出帆セリ。以米北海道剣路ニ於テ會社ノ出張所員ト交渉セルモ纏ル處ナク何レニ九月十九日東京港ニ帰港セリ。
2. 之ヨリ光ヒ月五日組合代表守本又雄ハ會社ヲ訪問シ金沢事務員ト會見シ給料二割方ノ増給方嘆願ニルガ會社側ハ船舶集合地タル北海道剣路ニ於テ交渉善處スルコトヲ約シ退避セリ。
3. 以米前記ノ如ク第九東洋丸船長真田興三郎等ハ會社側下北

海道剣路ニ於テ交渉セシモ進捗セズ其儘歸港シ相當悪化ハ傾向アルニ鑑ミ新舊水上警察署ニ於テハ九月二十日前半時

會社側

金沢直男外一名

組合側

高木源藏外二名

ヲ招致シ時局注意警戒ニ兩者間ヲ斡旋折衝セル結果別記

覺書、通リ円満解決セリ

方及争(通)報候也